

厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

平成27年5月8日
午前10時15分開議

- 臨時議長（中川議員） ただいまから、平成27年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。
- 臨時議長（中川議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 臨時議長（中川議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま、ご着席の議席とします。
- 臨時議長（中川議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により臨時議長において、2番 中屋議員、3番 室崎議員を指名いたします。
- 臨時議長（中川議員） 本会議を休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時24分再開

- 臨時議長（中川議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 臨時議長（中川議員） 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

（議場封鎖）

- 臨時議長（中川議員） ただ今の出席議員数は、13人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番 中屋議員、13番 杉田議員を指名します。
- 臨時議長（中川議員） 投票用紙を配ります。

(投票用紙を配付)

- 臨時議長（中川議員） 投票用紙の配付もれはありませんか。

(なし)

- 臨時議長（中川議員） 配付もれなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

- 臨時議長（中川議員） 異常なしと認めます。
ただ今から、投票を行います。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の
うえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、投票願います。
事務局長に点呼を命じます。

- 議会事務局長（板屋局長） 2番 中屋議員、3番 室崎議員、4番 音喜多議員、5
番 佐藤議員、6番 南谷議員、7番 佐々木敬治議員、8番 石澤議員、9番 竹田
議員、10番 佐々木亮子議員、11番 大野議員、12番 堀議員、13番 杉田議員、臨時
議長 中川議員。

- 臨時議長（中川議員） 投票もれはありませんか。

(なし)

- 臨時議長（中川議員） 投票もれなしと認めます。
投票を終わります。

- 臨時議長（中川議員） 開票を行います。
2番 中屋議員、13番 杉田議員、立ち会いをお願いします。

(開票)

- 臨時議長（中川議員） 選挙の結果を報告します。
投票総数13票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。その内、有効
投票13票、無効投票0票です。有効投票の内、佐藤議員10票、佐々木敬治議員3票。以
上のとおりです。
この選挙の法定得票数は4票です。したがって、佐藤議員が議長に当選されました。

- 臨時議長（中川議員） 議場の出入り口を開きます。
- 臨時議長（中川議員） ただ今、議長に当選されました佐藤議員が、議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。
- 臨時議長（中川議員） 議長に当選されました佐藤議員から発言を求められておりますので、これを許します。
- 議長（佐藤議長） 未熟者ですが、一生懸命務めさせていただきたいと思います。色々ありがとうございました。
- 臨時議長（中川議員） これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。
佐藤議長、議長席にお着き願います。

（議長席に議長着席）

- 議長（佐藤議長） 日程第4、会期の決定を議題にします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。
- 議長（佐藤議長） 本会議を休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時38分再開

- 議長（佐藤議長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 議長（佐藤議長） 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

（議場封鎖）

●議長（佐藤議長） ただ今の出席議員数は、13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番 中屋議員、13番 杉田議員を指名します。

●議長（佐藤議長） 投票用紙を配ります。

（投票用紙を配付）

●議長（佐藤議長） 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

（なし）

●議長（佐藤議長） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

●議長（佐藤議長） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

●議会事務局長（板屋局長） 1番 中川議員、2番 中屋議員、3番 室崎議員、4番 音喜多議員、6番 南谷議員、7番 佐々木敬治議員、8番 石澤議員、9番 竹田議員、10番 佐々木亮子議員、11番 大野議員、12番 堀議員、13番 杉田議員、佐藤議長。

●議長（佐藤議長） 投票もれはありますか。

（なし）

●議長（佐藤議長） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

●議長（佐藤議長） 開票を行います。

2番 中屋議員、13番 杉田議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

- 議長（佐藤議長） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。その内、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち、大野議員8票、中川議員3票、佐々木敬治議員2票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、大野議員が副議長に当選されました。

- 議長（佐藤議長） 議場の出入り口を開きます。

- 議長（佐藤議長） ただ今、副議長に当選されました大野議員が、議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

- 議長（佐藤議長） 当選人の発言はございますか。

- 副議長（大野副議長） 大変未熟者ではございますけれども、議長を補佐し、また住民の負託に十分応えるよう務めて参りたいと思っておりますので、議員各位の更なるご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（佐藤議長） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時51分再開

- 議長（佐藤議長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 議長（佐藤議長） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。各議員の氏名と、その議席番号を局長に朗読させます。

- 議会事務局長（板屋局長） 議席番号を朗読させていただきます。

2番 中屋議員、3番 堀議員、4番 石澤議員、5番 竹田議員、6番 室崎議員、7番 音喜多議員、8番 南谷議員、9番 佐々木敬治議員、10番 杉田議員、11番 中川議員、12番 佐々木亮子議員。

以上でございます。

- 議長（佐藤議長） ただ今、朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

●議長（佐藤議長） 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

●議長（佐藤議長） 休憩前に引き続き、会議を開きます

●議長（佐藤議長） 日程第7、選任第1号 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務産業常任委員会委員に、中川議員、中屋議員、佐藤議員、南谷議員、竹田議員、佐々木亮子議員、大野議員、以上7人。

厚生文教常任委員会委員に、室崎議員、音喜多議員、佐々木敬治議員、石澤議員、堀議員、杉田議員、以上6人。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

●議長（佐藤議長） 暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時18分再開

●議長（佐藤議長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

●議長（佐藤議長） 諸般の報告をいたします。

総務産業常任委員会委員長に、南谷委員、副委員長に中屋委員。

厚生文教常任委員会委員長に、室崎委員、副委員長に石澤委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。以上で、諸般報告を終わります。

●議長（佐藤議長） 日程第8、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員は、厚岸町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により、議長を除く議員全員で構成することとなっています。

よって、厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員に議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長(佐藤議長) 異議なしと認めます。
議長を除く議員全員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

- 議長(佐藤議長) 暫時休憩します。

午前11時19分休憩

午後1時30分再開

- 議長(佐藤議長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 議長(佐藤議長) 諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に、竹田委員、副委員長に堀委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

- 議長(佐藤議長) 日程第9、選挙第3号 釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いを。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長(佐藤議長) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長(佐藤議長) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

釧路東部消防組合議会議員に、佐々木敬治議員、佐々木亮子議員、堀議員、杉田議員。以上4名を指名いたします。

●議長（佐藤議長） お諮りいたします。

ただ今、議長において指名しました、佐々木敬治議員、佐々木亮子議員、堀議員、杉田議員。以上4名を釧路東部消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、佐々木敬治議員、佐々木亮子議員、堀議員、杉田議員。以上4名が、釧路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただ今、釧路東部消防組合議会議員に当選されました、4名の議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

●議長（佐藤議長） 日程第10、選挙第4号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

釧路公立大学事務組合議会議員に、佐々木敬治議員を指名します。

●議長（佐藤議長） お諮りいたします。

ただ今、議長において指名しました、佐々木敬治議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今、指名しました佐々木敬治議員が、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました、佐々木敬治議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

- 議長（佐藤議長） 日程第11、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今般、国は現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むとの観点から、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令を平成27年3月31日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。この法律の施行に伴い平成27年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成27年3月31日付けを以て、町税等の一部を改正する条例を専決処分により施行いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページになります。

総総専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税等の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第1号説明資料①から⑦により行いますが、初めに改正要旨として説明資料①の新旧対照表で行い、より具体的な内容として説明資料②から⑦でご説明いたします。

それでは、説明資料①の新旧対照表をご覧ください。

第1条、町税条例の一部を改正する条例であります。第25条第2項中表中ホは、法人町民税の均等割の税率に係る資本金等の額の算出方法について、これまでは法人税法の規定を引用しておりましたが、その引用を地方税法に改める内容でございます。

3ページをお開きください。第4項は、資本金等の額に係る同条第2項の規定の適用について、その資本金等の額を読替える規定の追加であります。第33条の7第6項及び第33条の9第3項は、法人税法における用語の定義の号番号が整理されたため、引用号番号が変更となるものであり、単に号番号を整理する改正のため町税には影響しない改正となります。

第43条及び第44条は、地方税法において非課税対象を規定する号が追加されたことによる引用号番号が変更となるものでございます。

5ページをご覧ください。附則第9条は、都道府県及び市区町村の地方団体に対する

寄附金、いわゆるふるさと納税について、寄附金税額控除に係る申告手続を簡素化する規定を追加するもので、寄附金税額控除の申告に代えて寄附者の求めにより、寄附先地方団体から住所・所在地の市区町村へ通知書の送付により、控除が受けられる旨の規定であります。

6 ページをお開きください。附則第9条の2、同じくふるさと納税についてですが、これは寄附者の求めにより寄附先地方団体から通知を受けた住所・所在地の市区町村における、寄附者の住民税の寄附金税額控除に係る算出の規定を追加するものであります。

次に第11条は、土地の課税の特例措置に係る用語の意義の規定について、特例期間の延長に伴い、その期間の規定を平成27年度から平成29年度へと改めるものであります。第11条の2第1項及び第2項は、土地の価格の特例措置の期間を延長したことに伴い、価格の修正出来る期間を平成28年度又は平成29年度へと改めるものであります。

7 ページ、第12条第1項から第5項までは、宅地及び商業地等に係る固定資産税の特例措置について、特例期間の延長に伴い、その期間の規定をそれぞれ平成27年度から平成29年度へと改めるものであります。

8 ページ、第13条は、農地に係る固定資産税の特例措置について、特例期間の延長に伴い、その期間の規定をそれぞれ平成27年度から平成29年度へと改めるものであります。

9 ページ、第15条第1項及び第2項は、特別土地保有税の特例措置期間の延長であります。宅地及び商業地等に係る固定資産税の特例措置の延長に伴い、年度及び特例期間の最終年月日を改めるものであります。

次に、10ページをお開きください。第2条、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

これは、先の平成26年第2回定例町議会において議決をいただいた、町税条例等の一部を改正する条例・平成26年厚岸町条例第10号で定めた附則の施行期日中、二輪車等に係る税率の改正の施行期日が、地方税法におきまして1年延期する改正が行われたことから、当該一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

次に、今回改正の概要をご説明いたします。

初めに、説明資料②をご覧ください。改正条項は第25条の関係分となります。これは法人町民税均等割の税率区分の基準の見直しについてであります。法人町民税の均等割は、資本金等の額と従業員の数で税率を定めております。これまでは税率の基準とする資本金等の額は、資本金に資本剰余金を加えた額となっておりますが、地方税法の改正により、法人における決算等によって、資本金等の額が増減されることとなる制度へと改正されました。その内容は、資料の左側①をご覧ください。資本金から損失を補填した場合は、資本金が減少。また、他の資産を資本金へ振り替えた場合には、資本金が増加することとなります。この増減した資本金等の額を踏まえ、右側の②によって基準額を判断します。②では、①で算出した資本金等の額と資本金に資本準備金を加えた額、または出資金との比較において、どちらか一方の多い額を税率区分の基準とするものです。

次に、説明資料③をご覧ください。改正条項は、第43条及び第44条関係分です。これは固定資産税の非課税の適用施設の追加であります。追加となる施設は、市町村の認可

を受けた事業者で、その利用定員が6人以上の事業所内保育事業の様に供している施設となります。なお、現時点で厚岸町に対象施設はございません。施行期日は、平成27年4月1日であります。

次に、説明資料④をご覧ください。改正条項は、附則第9条及び第9条の2関係分となります。地方団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税について、附則第9条は、寄附金税額控除に係る確定申告を不要とする規定と、附則第9条の2は、その寄附金税額控除に係る住民税の算定についての規定を創設したものであります。これまで地方団体に寄附をした場合、確定申告が必要でありましたが、その確定申告が不要となる仕組みの導入で、Aの寄附者がBの寄附先地方団体へ寄附をする際、その寄附を受けた金額等を寄附者の住所地の市区町村へ通知をするよう要請。その要請を受けたBの地方団体は、寄附者の住所地であるCの市区町村へその寄附金額等を通知。その通知を受けたCの市区町村は寄附金額を把握し、その寄附金額を控除した住民税を算出するといった制度となります。この特例の適用に当たりましては、確定申告をした者、寄附先地方団体が5を超える者は適用対象外となります。また、この住民税を算出する際に、控除出来る上限が地方税法の規定により、これまでは住民税の所得割の1割が上限でありましたが、改正により2割が上限となっております。

次に、説明資料⑤をご覧ください。改正条項は、附則第11条の2関係分です。これは固定資産税について平成27年度は評価替の年にあたり、固定資産税の評価替は評価替の年度を基準とし、第2年度・第3年度は新たな評価は行わず、基準年度の価格を据置くこととされておりますが、平成28年度分又は平成29年度分において地価に下落傾向が認められる場合には、価格に修正を加えることが出来る特例措置が講じられることから、その年限を延長し改めるものであります。施行期日は、平成27年4月1日であります。

次に、説明資料⑥をご覧ください。改正条項は附則第12条で、地方税法の改正より、住宅用の宅地及び商業地等の宅地に対する固定資産税の特例で、その負担調整措置を延長する改正であります。負担調整率の概要、初めに資料の左側、住宅用の宅地についてであります。前年度課税標準額を当該年度評価額で除した負担水準が100パーセントを超える場合は100パーセントとし、負担水準が100パーセントに満たない場合にあつては、前年度課税標準額と当該年度評価額に住宅用地特例割合を乗じ、更に5パーセントを乗じて得た額との合計額が課税標準額となります。ただし、その額が評価額に住宅用地特例割合を乗じた額の20パーセントを下回る場合には、評価額に住宅用地特例割合を乗じた額の20パーセントが課税標準額となります。次に、商業地等の宅地については、この表の中央部分になりますが、負担水準が70パーセントを超える場合は、当該年度評価額の70パーセントを課税標準額とし、負担水準が60パーセント以上70パーセント以下の場合は、前年度課税標準額に据置いた額が課税標準額となります。更に、負担水準が60パーセント未満の場合にあつては、前年度課税標準額と当該年度評価額の5パーセントを加算した額を課税標準額とし、その額が評価額の60パーセントを超える場合は、評価額の60パーセント、評価額の20パーセントを下回る場合は、評価額の20パーセントが課税標準額となります。次に、この表の右側、附則第13条は農地についてであります。現行では前年度課税標準額を当該年度評価額で除した負担水準が70パーセント未満の場合は、前年度課税標準額の1.1倍の額を、70パーセント以上80パーセント未満の場合は、

前年度課税標準額の1.075倍の額を、80パーセント以上90パーセント未満の場合は、前年度課税標準額の1.05倍の額を、90パーセント以上の場合、前年度課税標準額の1.025倍の額とするのものでありますが、いずれにいたしましても、今ご説明した附則第12条及び附則第13条は今回新たに改正となったものではなく、現行制度の負担調整措置を継続しつつ、その期間を3年間延長するといった内容でございます。施行期日につきましては、平成27年4月1日であります。

次に、説明資料⑦をご覧ください。これは町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例で、改正条項は附則第1条及び附則第4条関係分です。平成26年第2回定例町議会において議決をいただいた、町税条例等の一部を改正する条例・平成26年厚岸町条例第10号において軽自動車税の税率改正を行い、一部を除き平成27年4月1日施行といたしましたが、原動機付自転車、軽二輪、小型二輪及び小型特殊自動車につきましては、その施行が地方税法において1年延期する改正が行われたため、平成28年度から新税率が施行されるよう改正するものであります。この表の太枠の部分が対象となる車種でございます。なお、中央部分の三輪・四輪の施行期日は平成27年4月1日のままでございますが、平成27年度分の課税において改正後の税率が適用されるのは、平成27年4月1日に新規登録された車両のみとなります。この日において新規登録された車両はございませんので、平成28年度課税分からは影響となるところでございます。

再び説明資料①の新旧対照表11ページに戻りまして、附則となります。第1条は施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行する。第2条及び第3条は、経過措置についてであります。

以上で、報告第1号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議長） これより質疑を行います。

8番、南谷議員。

●8番（南谷議員） 議案書の3ページ、一番下。附則第9条の次に次の1条を加える、それから次のページに第9条の2とありますけれども、この内容ですけれども、ふるさと納税が、そもそも確定申告が必要であったんですけれども、寄附した者が自分が住んでいる自治体へ通知してくれと本人の要請が可能になった。そして、そのことによりまして、確定申告しなくても自動的に寄附控除されると理解をさせていただきました。対象者は給与所得者のみ、申告者は自分で確定申告している訳ですから対象にはならないと、こういう理解をさせていただいたんですが、よろしいでしょうか。

●議長（佐藤議長） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、議員が仰った通りの内容でございます。基本的には今までは全てふるさと納税につきましては、確定申告が必要だったというところではございますが、給与所得者に限っては確定申告をせずに申し出により、その寄附が自動的に計算されるというシステムになるということでございます。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●8番（南谷議員） 議長、若干広がるんですけど勘弁してください。

最近テレビに入ったせいもあって、町民の多くから厚岸町のふるさと納税の効果と言うんですか、実体はどうなんだという声が非常にあります。もっと積極的にふるさと納税の勧誘に努めるべきではないかと。たまたまテレビで放送されたこともありまして、還元と言うんですか、厚岸の特産物、牡蠣であるとか鮭とか、色んな特産物があるんだから、もっと寄附の状況に応じて還元措置をすべきではないのか、そういう還元措置を作って、もっともっと全国から厚岸町に関心を持っていただけるように、ふるさと納税の増大に係る努力が足りないのではないかと、こういう声がありますが、町としては、以前も議会でこの様な質問があったと、私は記憶しております。その後余り、この関係で町として積極的に取り組んでいるように見えないんですが、町として今後どう取り組んでいかれるのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議長） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 幾度かこの議会の中でも、ふるさと納税の厚岸町としての考え方、取り組み方についてご質問をいただいて、その都度お答えをさせていただいておりますけれども、今年度の町長の町政執行方針の中で、今年度厚岸町としてふるさと納税に対する取り組み、考え方も含めてですね、その在り方を厚岸町として検討して参りたいという、町政執行方針の中で町長が申し上げておりましたけれども、今回、この改正に伴いまして国のほうからは、これまで行き過ぎたふるさと納税に対する返礼品の在り方についてのお咎めの内容の通知も来ております。実際にホームページ等でですね、これまで返礼品の金額表示とかもされておりました。これについては慎むようにという国からの通達もございます。

厚岸町として現在、26年度では92万5千円程度の寄附金、ふるさと納税がございました。15件で92万5千円であります。厚岸町としても、これまでホームページ等で、このふるさと納税について周知をさせていただきましたけれども、再度、この国からの通達も含めた中でですね、厚岸町としてふるさと納税にどう取り組んで行ったら良いのか、ということを検討委員会を設けて取り組んでまいりたいと、まずは話し合ってみたいということでございます。

●議長（佐藤議長） 他にございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第12、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

今般、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。この法律の施行に伴い平成27年度の町税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成27年3月31日付けを以て、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により施行いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書7ページ。

総総専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第2号説明資料により行います。

初めに、説明資料①の厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条は、地方税法において特例が新設されたことによる引用項番号の追加です。附則第2項から第5項までは、宅地及び商業地等に係る都市計画税の特例措置の期間の延長及び文言の整理であります。3ページの第7項は、農地に係る都市計画税の特例措置の期間の延長です。第11項は、地方税法第15条の規定において、この項では引用していない項が追加されたことにより引用している項番号にずれが生じたことから、引用項番号を整理したものであります。また、これに加えて、引用している地方税法第349条の3の課税標準の特例に、第30項から第33項まで新たに四つの項が追加となってございます。その内容は、説明資料②で説明いたします。

説明資料②をご覧ください。地方税法第349条の3第30項では、保育所の居宅などで5人以下の主に乳児及び乳児を受入れて保育事業を提供する家庭的保育事業の認可を受けた者が直接その事業の用に供する家屋及び償却資産について。次に同条第31項では、保育を必要とする子どもの居宅において主に乳児及び乳児を対象に保育事業を提供する

居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接その事業の用に供する家屋及び償却資産について。次に同条第32項では、主として自社の従業員の子どもで保育を必要とする5人以下の主に乳児及び乳児を対象に保育事業を提供する事業所内保育事業の認可を受けた者が直接その事業の用に供する家屋及び償却資産について。裏面になります。同条第33項では、社会福祉法人等が生活困窮者自立支援法に規定する雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し就労に必要な知識等の向上のために行う認定生活困窮者就労訓練事業に直接その用に供する固定資産への特例措置として、それぞれ課税標準を2分の1とする特例措置を設けるものであります。なお、現時点では厚岸町内において、これに該当する施設はございません。また、附則第2項から第7項の改正内容につきましては、先に報告しご承認いただきました、町税条例等の一部を改正する条例中の固定資産税の土地の負担調整の改正内容と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

再び説明資料①の新旧対照表3ページに戻りまして、附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行する。第2項は、経過措置についてであります。

以上で、報告第2号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第13、報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました、報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、国民健康保険税に関する改正部分が同年4月1日か

ら施行されることになりました。この改正に伴い平成27年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じ、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日専決処分を以て、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書10ページであります。

総総専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

この度の条例改正は、地方税法施行令の改正に伴うもので、一つ目は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ上げたこと。二つ目は、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものであります。

それでは、別にお配りしている報告第3号説明資料①、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。改正内容の説明につきましては、この新旧対照表により行わせていただきますが、併せて改正内容の概要及び関係法令を報告第3号説明資料②として配付しておりますので、参考としてください。

まず、第2条第2項の但し書きは、基礎課税額の課税限度額を規定していますが、この課税限度額を現行51万円から52万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成26年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯である137世帯で、調定額で約134万円の増額となります。

同条第3項の但し書きは、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を規定していますが、この課税限度額を現行16万円から17万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成26年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯である171世帯で、調定額で約163万円の増額となります。

同条第4項の但し書きは、介護納付金課税額の課税限度額を規定していますが、この課税限度額を現行14万円から16万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成26年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯である58世帯で、調定額で約59万円の増額となり、先程説明させていただいた基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の改正により影響を受けるのは、171世帯で、調定額で約356万円の増額が見込まれるところであります。

次に第21条については、国民健康保険税の減額についての規定ですが、まず各号列記以外については減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条の改正と同様に減額後の基礎課税額の課税限度額を現行51万円から52万円に、減額後の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行16万円から17万円に、減額後の介護納付金課税額の課税限度額を現行14万円から16万円に、それぞれ改めたものであります。

次に同条第2号は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と、軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しているものですが、その軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を現行24万5千円から26万円に改めたもので、この改

正により5割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、5割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。この改正による影響は、平成26年度の課税データで試算した場合、5割軽減世帯は2割軽減世帯からの移行により8世帯増加し、調定額で約44万円の減額となります。

次に同条第3号は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と、軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しているものですが、その軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を現行45万円から47万円に改めたもので、この改正により2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、2割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。この改正による影響は、平成26年度の課税データで試算した場合、2割軽減世帯は新たに22世帯が対象となりますが、先程説明させていただいた5割軽減に8世帯が移行するため14世帯増加し、調定額で約42万円の減額となり、5割軽減と2割軽減を合わせますと、軽減対象となる世帯は22世帯増加し、調定額で約86万円の減額となります。

議案書10ページにお戻りください。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明ではありますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議長） これより質疑を行います。

4番、石澤議員。

●4番（石澤議員） 2条の4項ですが、介護納付金課税額ですが、14万から16万に限度額が引上げられますが、引上げる対象と言うのかな、課税される世帯の限度額と言うんですか、どの位の収入の人にかかってくるのか。

●議長（佐藤議長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 介護納付金課税額の限度額、今回の限度額を上げることで対象となる世帯の収入ですが、世帯の人員によっても異なるのですが、例えば夫婦2人子ども2人の世帯の場合ですと、収入ベースで概ね1,170万を超える世帯が限度額が引き上がることとなります。因みに改正前は1,030万円以上が、先程申し上げました夫婦2人子ども2人の場合ですと、限度額を超過する世帯となっております。

以上でございます。

●議長（佐藤議長） 4番、石澤議員。

● 4 番（石澤議員） 年金生活者の人達にとっては、これは負担になるということではないんですね。

● 議長（佐藤議長） 町民課長。

● 町民課長（石塚課長） 年金生活者、基本的に65歳以上であれば、医療保険の部分で介護納付金という部分はかかりません。1号被保険者になりますので。

● 議長（佐藤議長） 他にございませんか。

8 番、南谷議員。

● 8 番（南谷議員） 今回の改正、国保税基礎課税額の課税限度が、それぞれ51万から52万、1万円アップ、対象も137人とか。それから後期高齢者支援金等課税額の課税限度が16万から17万、1万円のアップ。更には介護納付金課税額の課税限度が、これも14万から16万で2万円のアップ。それぞれ詳しい説明がありました。影響額もお聞きしたんですけれども、いずれもですね、限度額のアップということになると、一所懸命働いて所得をアップした方々がですね、それも一部だと思うんですよ、その方々が負担増となると思うんですが、反面減額になっているところもあるんですけれども、アップになっている部分でお尋ねをさせていただきます。

税の公平性の観点から、一部納税者が負担増になるという部分の捉え方なんですけど、町としてどの様に捉えておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

● 議長（佐藤議長） 町民課長。

● 町民課長（石塚課長） お答えさせていただきます。国民健康保険税の限度額につきましては、所得が高い場合、限度額がない場合、国民健康保険税が天井知らずで高くなってしまいます。そこで、一定の所得以上があっても、国民健康保険税の額をそこまでとするために、限度額の設定がなされている訳ですが、今回はその部分、ご質問者が言われる通り所得の高い方の保険税が上昇することになる訳ですが、厚岸町の国民健康保険の現在の運営状況をみますと、平成20年度以降は比較的保険税と保険給付のバランスが取れて、大きな赤字、大きな黒字なく運営出来てた訳なんですけど、平成26年度の、今の所の見通しなんですけど、未だ税も確定してなく、確定した数字ではございませんが、平成19年度以来の大きな、単年度としては赤字が発生する見込みでございます。この赤字の部分は一般会計の繰入金を宛がうことになるわけですが、一般会計の繰入金に関しましては、財源不足分ということで一般会計から頂くお金でございます。つまり国民健康保険の被保険者以外の方、社会保険ですとか、そういう部分の方の税金を国民健康保険の保険給付に充てるものとなってございます。ですから、これが余り過度になると、社会保障制度ですが好ましくない状態になると考えております。この様な厚岸町の国民健康保険の運営状況もございまして、限度額については地方税法の施行令で定めている限度額同様に引き上げをさせていただき、少しでも税収を確保して安定的に運営していき

たいと考えております。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●8番（南谷議員） それでは、国保税に絞ってお尋ねさせていただきます。今、説明が縷々あったんですけども、確かに今までの決算の数字とか予測数字を試算すると、私なりに理解は出来るんです。国保税、厚岸町の実体と言うのかな、釧路管内の実体から比較して厚岸町はどの様になっているのか、管内の状況についてお尋ねをさせていただきますし、今回の改定でございますが、国の基準に基づく措置をされたと理解をいたしますし、町民の国保料実体と保険料は、私は相関関係にあると思います。町民がそれだけ利用をされると当然財源不足分を来たす。

国保税なんですけれども、平成16年度・平成17年度に、確か2年に渡って値上げ改正をしてきた。それ以降ですね、現在まで国保税については一部、限度額の上限だけの改正だと理解をしております。

平成26年度の国保会計の見込み、今、課長のほうから非常に厳しいという推計をされております。3月の定例会の時に、決算見通しについて補正予算も組まれました。ですから、対前年比、可成り厳しい数字になるなと思っておりますが、その辺についてもう少し実体がどうなのか数字を示していただきたい。下桁は良いですから、おおよその単年度収支でどの位の前年対比。確か私の記憶では、24年は基準外で480万程繰入れをしています。25年度は実質、単年度分の繰入れは0だったと理解しておるんですけども、26年度の補正予算で、ある程度まだ決算は出ていないんですけども、決算の予定額と、あれから時間が経っていますから、ある程度数字が詰まっていると思うんですよ、国の数字も決まって来てるんで。実際に決算、赤字になる、どの位の数字になって、どの様な処理を、3月時点で見込んだ数字と現時点での結果、どの様な数字、同じ様な数字なのか、最終的には補填と言うんですか、今持っている数字の中で、補正予算で組んだ中で収まるかどうかも含めて、粗々の数字をお示しいただきたいと思いますが、如何でしょうか。

●議長（佐藤議長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、釧路管内の保険税の実体につきましては、釧路管内町村全てがですね、今回の地方税法施行令の限度額の改正に合わせて同様の改正を行った市町村、それから、これから行う市町村という様に伺っております。

保険税につきましては、ご質問者仰られる通り、厚岸町においては平成16年・17年に保険税率の改正を行い、実質的な引き上げを行っております。その後につきましては、平成20年の制度改正以降、平成21年・22年・23年・26年においては今回と同様の課税限度額の引上げ、地方税法施行令の改正に伴います引上げを実施し、何とか収支の均衡を図ってきたものでございます。

それと、平成26年度の国民健康保険の運営状況でございますが、現在まだ、保険税の額は出納整理期間でございますので確定はしてございませんが、事務打合せの中で推計

をしているところでございますが、概ねですね財源不足分が8,500万強くらい発生するのではないかと思っているところでございます。この8,500万といいますのは、平成19年に9,000万程財源不足分を一般会計から頂いた経緯もございますが、それに次ぐ大きな一般会計から頂く財源となつてございます。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●8番（南谷議員） 非常にですね、私が危惧するのは、多くの町民の皆さん、これ以上負担は勘弁してくれという思いがあつて、出来るだけ過ごしやすい生活を維持するために、これ以上負担をとという町民の声が多い中で、国保会計の平成26年度の説明が今ありました。厳しい数字だと。ところが一方で、税の公平性という観点からすると、一部の方々が天井だけずっと上がってくると。そうすると、毎年努力して所得が増える人は毎年上がるのかなという思いを、少数の人かもしれないんですけど、折角汗を流している人がそういう思いをしていないのかなという矛盾にも、私は感じます。ですけれども、そうすると全体に被せれば良いのかという議論なると思うんですよね、公平性をということになると。そういう部分では非常に私もジレンマを感じるんですけれども、実体とすれば国の方針にある程度従わざるを得ないと、理解はさせていただいたんですけれども、今回も国保会計の安定をみるためには、将来性の数字は読めないんですけれども、残念ながら26年度は厳しい結果に至っているということから判断すれば、私はやむを得ないのかなと理解をしました。

いずれにしてもですね、国保会計が嘗てのような繰上充用にならない様な、安定的な推移をしっかりとみていただきたいと思ひます。国保会計が、町民の皆さんの負担が余り大きくならない様に何とかと言っても、病院に行くなどはいかない訳でございますし、その辺の推移をしっかりと見定めて、町として適切な対応をしていただきたいと思ひます。

●議長（佐藤議長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ご質問者が仰られように、国民健康保険の運営につきましては、町民の生活に直接関わる問題となってきます。保険税のみならず、他の財源についても貪欲に確保出来るよう努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

●議長（佐藤議長） 他にございせんか。

（なし）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第14、議案第41号 監査委員の選任に対する同意を求めることについてを議題とします。

- 議長（佐藤議長） 中川議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（中川議員退席）

- 議長（佐藤議長） 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただ今、上程いただきました、議案第41号 監査委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

本町の監査委員の内、議員の内から選任される監査委員につきましては、その任期が地方自治法第197条の規定により議員の任期によるものとされていることから、中屋敦委員は本年4月30日を以て任期が満了となっております。このため、同法第196条第1項の規定により厚岸町議会議員の内から選任する監査委員について、次の方を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町若竹2丁目74番地。

氏名、中川孝之。

生年月日、昭和16年8月3日。

性別、男であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いをいたします。

- 議長（佐藤議長） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

- 議長（佐藤議長） 日程第15、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、各常任委員会及び議会運営委員会の継続調査申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本件は、本申出書のとおり承認することに決定をいたしました。

- 議長（佐藤議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成27年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

午後2時27分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年5月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
